

## 令和3年度公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

令和3年11月12日  
公正取引委員会

### 1 重点的な取組【少額随意契約の更なる改善】

少額随意契約の更なる改善のため、平成28年度末から導入を開始したオープンカウンター方式による調達を積極的に実施することとしており、令和3年度上半期においては、19件実施した（令和2年度は32件、上半期18件）。

令和3年度上半期のオープンカウンター方式による調達の1件当たりの競争参加者は平均約11者で、令和2年度の平均数と同数となった。また、19件中4件について、令和2年度までは受注のなかった業者が契約者となっている。さらに、令和3年度において前年度と発注内容が類似している調達案件が3件あったところ、当該3件には、前年度に参加していなかった業者が複数参加している。

これらのことから、見積りの相手を特定せず、広く見積書の提出を募ることで透明性及び競争性の向上が図られているものと考えられる。

### 2 共通的な取組

#### (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者に対するヒアリング結果等を踏まえ、公告期間の確保等に努めたところ、令和3年度上半期に契約した入札36件のうち34件（94.4%）が複数者応札であった。

また、一者応札となった2件のうち1件は継続1者応札のため、今年度開催の契約監視委員会に諮り、今後の改善策を審議予定としている。

#### (2) 地方支分部局等における取組の推進

当委員会の全7地方事務所・支所においては、同じ地域に所在する他省庁の地方支分部局との間で共通する汎用物品等について共同調達を既に実施しているものの、新たな実施を検討し、コスト削減と事務の効率化を図るよう、同事務所・支所に対する研修等において説明し、更なる普及・啓発を実施した。

以上



## その他の取組

調達改善計画		令和3年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつ た と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1 随意契約の事前審査の実施等 ・ 競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、原則として、引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施 ・ 随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施(チェックシートの活用) ・ 調達決裁等の段階で、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由を明示し、会計室において、その理由についての審査を実施	継続	—	—	—
2 契約の事後検証の実施 ・ 少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施 ・ 契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善	継続	—	—	—
3 汎用的な物品・役務における共同調達等 ・ 費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を引き続き実施	継続	—	—	—
4 国庫債務負担行為の活用 ・ 情報システム関係の調達を主として、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を引き続き実施	継続	—	—	—
5 調達事務担当者に対する研修の実施 ・ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施 ・ 職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示	継続	—	—	—

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間: 令和3年4月1日～令和3年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【池谷 修一（公認会計士）】 意見聴取日【令和3年11月1日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ オープンカウンター方式の実施は、成果を挙げているか。</p>	<p>○ オープンカウンター方式は、調達1件当たりの参加者も平均11者であり、前年まで受注のなかった業者や参加していなかった業者の参加が見られ、積極的な実施により成果を挙げていると認められる。</p>	<p>○ 引き続き、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施し、調達の競争性の確保に努める。</p>
<p>○ 入札説明書を取り寄せたが応札しなかった業者等からのヒアリングを踏まえて作成した一者応札改善のためのチェックリストの活用は、競争性の向上につながっているか。</p>	<p>○ 複数者応札の割合が94.4%と高水準（一者応札が僅か2件）となり、比較可能な同種案件の入札参加者数も増えていることから、チェックリストを用いた取組は、競争性の向上に繋がっていると評価できる。</p>	<p>○ 調達の競争性の向上につながるよう、今後とも、ヒアリングによる検証、分析を踏まえたチェックリストを入札に活用する取組を実施する。</p>
<p>○ 契約監視委員会の審議結果は、有効にいかされているか。</p>	<p>○ 審議結果に真摯に対応し、原因分析に基づくチェックリストを作成し、情報及び経験の共有による成果を挙げられている。</p>	<p>○ 今後とも契約監視委員会の審議結果を真摯に受け止め、活用することによって、一者応札の改善を図る。</p>
<p>○ 地方事務所における共同調達の拡大を図る取組について、どのような検討をすべきか。</p>	<p>○ 共同調達の目的は、コスト削減と事務効率化にあるので、共同調達可能な品目、数量、金額について、また、共同調達に伴って事務負担が増加しないように十分検討の上、今後の方向性を検討してはどうか。</p>	<p>○ 担当部署の事務負担が過大とならないよう、費用対効果を考慮して、共同調達の方向性を検討する。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和3年4月1日～令和3年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【中村 豪（東京経済大学 経済学部 教授）】 意見聴取日【令和3年11月4日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ オープンカウンター方式の実施は、成果を挙げているか。</p> <p>○ 入札説明書を取り寄せたが応札しなかった業者等からのヒアリングを踏まえて作成した一者応札改善のためのチェックリストの活用は、競争性の向上につながっているか。</p> <p>○ 契約監視委員会の審議結果は、有効にいかされているか。</p> <p>○ 地方事務所における共同調達拡大を図る取組について、どのような検討をすべきか。</p>	<p>○ 件数は昨年度と同水準にあり、過去受注のなかった業者との契約も一定数みられ、良好な実施状況である。</p> <p>○ ヒアリング結果を踏まえて対応をとった案件で応札者数が増えたことは、取組の有効性を窺わせる結果である。</p> <p>○ 応札者数の変化について、新たな取組を行っていない案件(17案件以外のもの)との比較があれば、より明確にその有効性を評価できるものと考えられる。</p> <p>○ 一者応札となったものに対する取組について、調達改善のノウハウを担当者間で共有するなど、全般に組織として契約監視委員会の審議結果を活用しているものと考えられる。</p> <p>○ 共同調達については一定の効果もあり、引き続き拡大する方向を探るのがよいと考えられる。事務負担については、他省庁の小規模地方事務所・支所と問題意識を共有しつつ、協力の仕方を探るのも一案ではないか。</p>	<p>○ 引き続き、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施し、調達の競争性の確保に努める。</p> <p>○ 調達の競争性の向上につながるよう、今後とも、ヒアリングによる検証、分析を踏まえたチェックリストを入札に活用する取組を実施する。</p> <p>○ 前年度に同種の入札がなかった案件においても、チェックリスト活用の効果の検証方法を検討する。</p> <p>○ 今後とも契約監視委員会の審議結果を真摯に受け止め、活用することによって、一者応札の改善を図る。</p> <p>○ 担当部署の事務負担が過大とならないよう、費用対効果を考慮した上で、共同調達について新たな品目等の実施を検討する。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和3年4月1日～令和3年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【南島 和久（龍谷大学 政策学部 教授）】 意見聴取日【令和3年11月4日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ オープンカウンター方式を積極的に実施し、成果を挙げるものとなっているか。	○ 少額随契に係るオープンカウンター方式については積極的に実施されており、十分な効果もみられる。	○ 引き続き、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施し、調達の競争性の確保に努める。
○ 一者応札となった案件に参加した業者及び入札説明書を取り寄せたが応札しなかった業者からヒアリングにより検証した原因の分析を踏まえ、チェックリストを作成し入札に活用する等の取組は、競争性の向上につながるものとなっているか。	○ 一者応札となった案件について、ヒアリング結果を踏まえた原因分析、チェックリストを活用した入札といった取組については、平均入札者数が1.2者増加し、1300万円の削減が実現するなど、競争性の向上が確認できる。	○ 調達の競争性の向上につながるよう、今後とも、ヒアリングによる検証、分析を踏まえたチェックリストを入札に活用する取組を実施する。
○ 契約監視委員会の審議結果は、有効にいかされているか。	○ 繰り返し一者応札となったものについては、契約監視委員会で精査することとされており、スキームとして現実的かつ無理のないものであると考えられる。取組の有効性については、今後検討を要する。	○ 継続して一者応札となった場合には、引き続き、契約監視委員会の審議対象とし、同委員会での指摘を踏まえて改善に取り組む。
○ 地方事務所における共同調達の拡大を図る取組について、どのような検討をすべきか。	○ 共同調達の拡大は、今後の検討経過を待ちたい。なお、小規模事務所・支所が幹事となる場合について、過剰負荷の可能性が示唆されており、注意を要する。	○ 担当部署の事務負担が過大とならないよう、費用対効果を考慮して、共同調達の方向性を検討する。
○ その他	○ 入札手続の透明性・公正性の確保と実質的な内容に係る削減効果は、いずれも重要なテーマである。実質的な削減効果への期待はもちろん高いが、他方で、透明性・公正性の確保も同様に重要である。後者の視点も重視していただきたい。	○ 予定価格が入札を要さない少額のものであっても、調達の透明性・公正性の確保のため入札又はオープンカウンター方式を積極的に採用しており、今後ともかかる取組を継続していく。